

要求総組織総対話 要求不満の組織を

一〇月三二日の午後実施

東海建設支部では、賃金・手当要求をはじめ、定数・昇格改善で人事院中部事務局と処遇改善・職場環境改善、健康管理、業務執行に関する要求で中部地整当局と該当事者交渉を実施します。

来月四期要求の実現を求める最初の該当事者交渉となります。各分会での要求総組織総対話運動の中間点での取り組みともなりますので、積極的に参加者の組織をお願いします。

=地整と人事院に要求をぶつけよう=

定数・処遇改善 賃金も

対話で組織した要求 実現を求めて交渉

東海建設支部では、各分会で取り組まれている要求総組織総対話運動で組織さ

参加要請数		
地	整	人事院
静岡	3	10
愛知	5	20
三重	3	10
岐阜	3	12
長野	2	4
支部	4	4
計	20	60

れた要求の実現をめざして、人事院中部事務局及び中部地整当局との該当事者交渉を実施します。

人事院中部事務局に対しては、賃下げ特例法の下でも大幅な賃金引き上げを働きかけた姿勢を指摘しつつ、五〇歳代後半職員への昇格・昇給抑制勧告や退職手当改悪への反対意見と、級別定数改善、ポスト要求の実現を求めて交渉を実施します。

解雇撤回 退職金改悪反対

=社保庁職員の雇用と退職金を守ろう=



五二五名もの社会保険庁職員が不当解雇され、三九名の全厚生の仲間が人事院へ公平審査を申し立ててから二年一〇カ月経過し、年度内の勝利判決を求めて、中央行動や各地での「支える会」総会が取り組まれています。

東海建設支部では、社保庁不当解雇撤回の運動の一環として人事院総裁宛の署名を取り組んでいます。皆さんのご協力をお願いします。

二〇〇九年一二月末の社会保険庁の廃止に伴い、五二五名もの職員を分限免職（整理解雇）にしました。

公的年金業務を継承した日本年金機構は一〇〇〇名もの新規採用を行ったにもかかわらず、発足時に三二四人もの正規職員の欠員を抱えていたもとの大量解

雇でした。そして、発足時にも未経験者を多数採用していますが、業務に習熟した経験者が大幅に不足し、今日に至るも日本年金機構の業務は混乱しています。

しかも、もっとも重要な年金記録整理に支障を来しており、経験豊かな五二五名もの解雇の不当性と道理のなさは明白です。

全厚生労働組合の三九名の組合員が人事院に対して分限免職処分取消請求を申し立て、現在、その審理が行われています。二〇一二年二月の証人尋問では、解雇整理回避策としての厚生労働省への転任手続きがズサンであったこと、社会保険庁廃止後の残務整理の予算定員一三三名分を一人も活用しなかったことなどの事実が厚生労働省と社会保険庁の幹部の証言から明ら

13年要求アンケートに 皆様のご協力を!

13年春闘にむけて、国公労働者の賃金など労働条件等に関する要求と仲間の不安・不満を総ざらいし、一人ひとりの運動への結集を促す観点から、全組合員を対象とする「国公労連2013年要求アンケート」を実施します。

また、期間業務・委託職員を対象に「非正規で働く仲間の要求アンケート」をとりくみ、賃金底上げをはじめとした労働条件改善等のとりくみに活用します。

賃下げ特例法廃止や退職手当改悪など賃金要求を中心に職場労働条件改善など、皆さんの要求・不平・不満を組織し、諸要求実現を目指す、運動への仲間の結集を目的に取り組みます。

皆さんの積極的な参加をお願いします。

人事・処遇、労働環境 諸課題の解決を求める

中部地整当局へは、処遇改善をメインテーマに四期要求実現を求める最初の該当事者交渉と位置づけ、地域防災人事への取り組み強化を訴えるとともに、宿舍料・共済掛金引き上げ反対、独身寮の共益費当局負担を求めるとともに、増員要求（〇〇対策、超勤縮減）、職場労働環境の改善など、諸課題の解決を求める該当事者交渉とします。

各分会では、現在取り組まれている要求総組織総対話運動で、仲間の要求を実現のめざして、その要求実現のための運動への結集として、該当事者交渉への参加を積極的

に組織して下さい。

各県協には、左上の表の参加要請をしていただきます。各分会での具体化をお願いします。

更に、宿舍料値上げ、共済掛金引き上げ反対の運動への結集もお願いします。



全厚生闘争団の北久保事務局長（写真）は、「大阪地裁で京都案件の第4回口頭弁論が開かれる。被告の国の主張は、社保庁廃止は法律で決められ年金機構への採用、厚生労働省への転任が決まったあと退職勧奨に応じなかった職員を平等に分限免職としたと主張しているが、使用者として政府の責任放棄だ。こんなことを許せば、国や地方機関を廃止して『首切り自由』の社会となり、労働者・国家公務員の基本的権利が守られない。職場に戻るため、私たちも力いっぱい奮闘する」と力強く訴えました。

退職手当「改正」法案 私達は廃案を求めます

政府は、国家公務員の退職手当を平均で四〇・六万円引き下げる定額手当法「改正」法案の提出・審議の強行を狙っています。

退職手当の削減は、人事院の官民実態調査を踏まえ、政府の「有識者会議」の議論を受けて閣議決定されたものです。

賃下げ特例法による平均七・八％の引き下げなど連年の賃下げで困難な生活を強いられつつある職員の退職後の生活資金と大なる削減には断固反対です。署名にご協力下さい。